

第25回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月23日(水) 午後13時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦栄
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(0名)

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第95号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	主幹	新谷茂	主事	水代康成
----	------	----	-----	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は14名であります。定数に達しておりますので、これより第25回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりいたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に8番 やまだ こうじ 山田 耕二 委員、9番 せいけ としあき 清家 壽秋 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 しのざきひであき 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号3番 篠崎です。 議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第94号 順位1番 説明】
篠 崎 委 員	7月17日に譲渡人、譲受人、橋本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第94号 順位1番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議 長	順位 2 番について、那須健一 ^{な す けんいち} 委員より説明願います。
那 須 委 員	議席番号 7 番 那須です。 議案第 9 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 9 4 号 順位 2 番 説明】
那 須 委 員	7 月 1 7 日に譲渡人、譲受人、芝推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 9 4 号 順位 2 番 説明】
那 須 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、那須委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
芝 委 員	はい。
議 長	芝推進委員。
芝 委 員	はい。推進委員の芝ですが何点か質問があります。この申請地は農振農用地ですか。また、申請書の中の従事日数ですが 365 日となっています。現地確認際に確認したところ農業以外にも仕事をしているらしく 365 日は作業ができないのではないかと思います。世帯員の欄に旦那さんの名前がありますが、苗字が別々で大丈夫なのですか。最後に別紙 1 の一番上のところですが無にまるがついていますが現地確認の聞き取りの際に、口約束で農地の貸し借りをしているとおっしゃっていました。その場合ここが無ではなく有にまるがつくのではないですか。
議 長	事務局願います。
事 務 局	はい。まず農振の件ですが、申請地は農振農用地内であります。そのため今後はしっかりと耕作管理していただくよう打診しております。次に農業従事日数のところですが、申請者に訂正していただいています。次に苗字が違うが世帯員なのかとの事ですが、町民生活課にも確認しましたが同世帯で間違いのないとのことでした。次に別紙 1 のところですが有の方にまるをしていただいております。また、有の方にまるが付いたからと言って不許可になるわけではありません。判断材料としてみていただければと思います。以上です。
芝 委 員	わかりました。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は

	申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 3 番について、 ^{な す けんいち} 那須健一委員より説明願います。
那 須 委 員	議席番号 7 番 那須です。 議案第 9 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 9 4 号 順位 3 番 説明】
那 須 委 員	7 月 1 7 日に譲受人、芝推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 9 4 号 順位 3 番 説明】
那 須 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、那須委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
芝 委 員	推進委員の芝ですがこの申請地の中に他にも土地があるみたいですがそれはこの中に書かれてなくて構わないんですか
事 務 局	この土地は地目が原野ですので書く必要がないかと思われます。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 4 番について、 ^{なかもとたかし} 中本 誉委員より説明願います。
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 9 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 9 4 号 順位 4 番 説明】

中 本 委 員	7月17日に譲渡人、譲受人、毛利推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。小倉の件に関しては山下農業委員に調査していただきました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第94号 順位4番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
山 本 委 員	はい。
議 長	山本農業委員。
山 本 委 員	はい。議席番号2番山本です。譲渡人の住所が申請書と登記簿と違うのですが、住民票などは添付されていないのですか。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	はい。住民票を添付していただいております。
山 本 委 員	わかりました。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第94号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第3 議案第95号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局	それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第95号 順位1番から24番まで説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から24番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位 1 から 2 4 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」順位 1 番から 2 4 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 2 5 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	8 番
	9 番